

名称:「熱間圧延用複合ロール及びその製造方法」事件

審決取消請求事件

知的財産高等裁判所:平成 26 年(行ケ)10225 号 判決日:平成 27 年 6 月 9 日

判決:請求認容

特許法 29 条 2 項

キーワード:用途・課題・周知技術・技術常識

[概要]

本件は、特許無効審判請求を不成立とした審決に対する取消訴訟である。争点は、①進歩性判断(相違点の判断)の是非及び②実施可能要件の充足—本稿は②を省略—の有無である。

[本件訂正発明 1]

……を行って製造される、棒鋼、線材、あるいは形鋼の粗圧延のための熱間圧延用複合ロールであって、

圧延速度が小さいために鋼材と長時間接触することによりロール内部まで温度上昇するとともに水冷による冷却が回転ごとに繰り返されることによる熱疲労き裂が起点となってロール表面が損傷することを防止するため、

……したことを特徴とする熱間圧延用複合ロール。

[審決の理由の要点]

相違点 1

熱間圧延用複合ロールが、本件訂正発明 1 では、「棒鋼、線材、あるいは形鋼の粗圧延のため」の、「圧延速度が小さいために鋼材と長時間接触することによりロール内部まで温度上昇するとともに水冷による冷却が回転ごとに繰り返されることによる熱疲労亀裂が起点となってロール表面が損傷することを防止するため」のものであるのに対し、甲 1 発明では、「仕上げタンデム圧延機群の後方 3 基の圧延機に作動ロールとして組み込まれる」ものである点。

相違点 1 の判断

①本件訂正発明 1 は、[1]棒鋼、線材、あるいは形鋼の熱間圧延において、特に圧延速度が遅い上流側の粗圧延機として使用する場合に、[2]ロールが高温となった鋼材と比較的長い時間接触することにより、熱伝導によってロールの内部まで温度が上昇し、また、水冷による冷却がロールの回転ごとに繰り返されることにより、ロールの表面から深い亀裂が生じ、この亀裂が起点となって、ロールの表面が損傷し、ひいては表面の一部が剥離する点を解決すべき課題とする、熱間圧延複合ロールである。

一方、甲 1 発明は、[1]熱間の帯鋼又は鋼板の仕上げ圧延の後段機群における、[2]高压下時のスリップ現象の防止等を課題とする、熱間圧延用複合ロールである。

②そうすると、甲 1 発明と本件訂正発明 1 とは、使用される用途及び解決課題が明らかに異なる点、甲 1～甲 7、甲 1 1～甲 1 3 の記載事項を見ても、甲 1 発明に係る熱間圧延用複合ロールを棒鋼、線材又は形鋼の粗圧延に適用しようとの動機付けがあるとは認められない。

③甲 1 1 には、……との記載があるものの、粗圧延における強靱性(耐折損性)を重視したものであって、本件訂正発明 1 のような、粗圧延における「圧延速度が小さいために鋼材と長時間接触することによりロール内部まで温度上昇するとともに水冷による冷却が回転ごとに繰り返されることによる熱疲労亀裂が起点となってロール表面が損傷するのを防止」するものとはいえない。

④そうすると、甲 1 発明において、相違点 1 に係る本件訂正発明 1 の構成とすることは、当業者が容易になし得たものではない。

[裁判所の判断]

取消事由1（相違点1についての判断の誤り）について

(1) 使用用途及び解決課題について

原告は、①熱間仕上げ圧延ロールと同材質のロールを粗圧延ロールとして用いることが本件特許出願前から周知である、②本件現象（粗圧延ロールにおいて、圧延速度が小さいために鋼材と長時間接触することによりロール内部まで温度上昇するとともに水冷による冷却が回転ごとに繰り返されることによる熱疲労亀裂が起点となって、ロール表面が損傷しやすいという現象）の防止は、本件特許出願前から周知である、③それゆえ、相違点1に係る本件訂正発明1の構成は容易に想到できる旨を主張するので、以下、検討する。……

前記1(2)のとおり、甲1発明は、熱間の帯鋼又は鋼板の仕上げ圧延の後段機群における高圧下時のスリップ現象の防止等を課題とする熱間圧延複合ロールである。そして、上記アの各刊行物の性質を踏まえて、その各記載を総合すれば、①ハイスロールを棒鋼、線材の圧延に使用すること（甲31、甲35）及びハイスロールを粗圧延に使用すること（甲35、甲36、甲45）は、本件特許出願当時の周知技術であること、②熱間圧延において、粗圧延時における熱疲労亀裂を原因とするロール表面の損傷を防止することは、技術常識として、ロールの材質いかにかわらない技術課題として当業者に認識されていたこと（甲2、甲3、甲11、甲12、甲13、甲31、甲35、甲36、甲37、甲44、甲45、甲46）が認められる。そうであれば、当業者が、熱疲労亀裂を原因とするロール表面の損傷の防止をするという上記技術常識の観点から、甲1発明の熱間圧延複合ロールを、周知技術に従い棒鋼又は線材の粗圧延のためのものとするのは、格別困難ではない。そうすると、甲1発明に上記周知技術・技術常識を組み合わせ、相違点1に係る本件訂正発明1の構成とすることは、当業者が容易になし得たことといえる。

(2) 被告の主張について

イ 甲35～甲42の証拠としての適格性について

被告は、甲35～甲42が、甲1、甲11～甲13の技術的意義を明らかにするための補助資料ではないから証拠適格を欠く旨の主張をする。しかしながら、審決取消訴訟において提出される証拠が、審判時に提出された引用文献の技術的意義を明らかにするものに限定されるべき根拠はなく、また、上記(1)イにて認定判断のとおり、甲35～37は、周知技術又は技術常識を明らかにする資料として用いられたにすぎない。したがって、被告の上記主張は、採用することができない。

[コメント]

発明の解決課題の記載が特許請求の範囲にあり、その記載が相違点の一部となった。周知技術・技術常識を明らかにするための証拠提出が許された。

以上